

3組に1組は離婚する時代 それにより片親を失う子どもが 毎年全国で23万人ずつ増えていると言われています

しかも離婚したい一心で、養育費や子どもの面会交流についての具体的な
取り決めをしないまま離婚届だけを提出する組が約半数以上。
あとから後悔する例が多いのを御存知ですか？

1. 単独親権制度の日本

日本では民法上、離婚後の共同親権を認めることは不可能であり、離婚時には必ず一人の親権者を決定し、もう一人の親権を剥奪しています。世界的には、ほぼ全ての南北アメリカとヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国などが共同親権制度です。両親を持つことを子どもの権利とし、特別な事情が無い限り親権を剥奪するのを良しとしないことは、国際的にも一般的な考え方です。この考え方は『子どもの権利条約』や『ハーグ条約』でもよく知られており、日本も批准していることは御存じの通りです。しかし日本ではもともと、子どもは大人の従属物であるという昔ながらの考え方が今も根強いせいか、未だ共同親権制度が認められていません。その結果、夫婦間に子どもの争奪戦を引き起こすことにも繋がり、実際に離婚前の連れ去りや虚偽の家庭内暴力の申し立てなど、手段を選ばない行為から、更に罪のない子ども達が被害を受けるケースも多くなっています。また、夫婦間の感情的な対立を深め、養育費の問題など離婚後の子どもの成長に直接的な悪影響を及ぼしかねません。

1. **児童の権利条約** (日本は1994年に効力発生、締結国は193か国) 親子不分離の原則
第9条：締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が日常的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
2. **ハーグ条約** (日本は2014年4月批准)
子の連れ去り禁止 (国際間は禁止、国内での連れ去りは是正されず)
条約加盟国は、子供の利益が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子供を国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立しそれと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。これらを解決するため、この主旨に沿う条約を締結するとともに、下記の条項に同意した。
3. **民法 766 条改正** (2012年4月)
離婚時の養育費や面会交流の分担を取り決めることが明文化されました。

2. 片親疎外症候群：PAS (共依存関係)

【片親疎外症候群とは】

- (1) 監護親が子供たちと別居親との面会交流に理不尽に抵抗している点について、監護親は配偶者である別居親に対する思いと、子供たちの別居親に対する思いが、別であるかもしれないということへの想像が微塵も働かないほどに、親子の境界がなくなってしまうている。こうした監護親と子供の境界のない癒着した状態は、子供の思いへの共感力の欠如であり、子供の思いを自分の思いで支配し、子供を監護親の思いに服従させてしまう行為である。これは、心理的虐待に該当する行為であり、片親疎外の病気である。～「離婚で壊れる子供たち」より～【棚瀬一代・神戸親和女子大学客員教授】
- (2) このような葛藤下において両親は、子どもを味方につけようとしたり、子どもに自分の心境の理解を求めたりします。実際に子ども達が自分と同じように別居親を恨んだり嫌うと、団結力が生まれ子育てがやりやすくなったり、同居親の気持ちは楽になります。ただその反面、別居親を想う子ども達の気持ちは無視され続ける為、被虐待児のような心理状態が生じるという研究結果も出ています。

- (3) 子ども達は近くにいる大人に依存して生きています。高葛藤になればなるほど、見捨てられないように必死で取り繕います。その結果、子どもは同居親に服従せざるを得なくなり、自分の気持ちを無意識の域に押し込みます。これを洗脳虐待と呼びます。

【片親疎外の子ども達】

片親疎外の子ども達は、成績不良、自己肯定感の低下、睡眠障害、抑うつ症状、自殺、違法行為、犯罪傾向、薬物依存などの問題を起こしやすく、**精神的トラブルが2倍**になるとも**3倍**になるとも言われています。別居親を疎外せず、双方で協力し養育する事により、離婚しないで育てた子ども達とあまり変わらない成育が臨まれる事も分かってきています。また、頻繁な面会交流がなされると、親がもう一方の親の悪口や嘘により洗脳で子ども達を支配できなくなる傾向があると言われています。

3. 我が国の面会交流

【面会交流の実際】

日本の裁判所で決定される面会交流の多くは「月1回数時間」という条件である。しかも、とある大学教授の研究によると、実際に面会がなされているのは全体の僅か6～7パーセントであると言われています。（この“面会”の中には写真を渡すだけ、メールや電話のみ、といったケースも含まれています。）つまり、計算をすると毎年22万3千人～22万5千人の片方の親と断絶させられる子ども達が排出されていると言えます。これは全国の自殺者や不登校児と比べても、突出した数字であることを御存じ頂けるのではないのでしょうか。

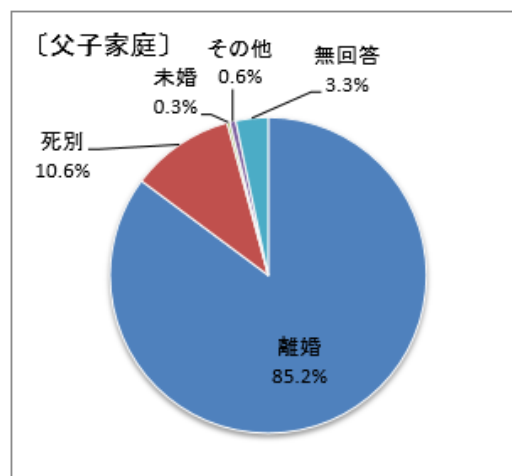
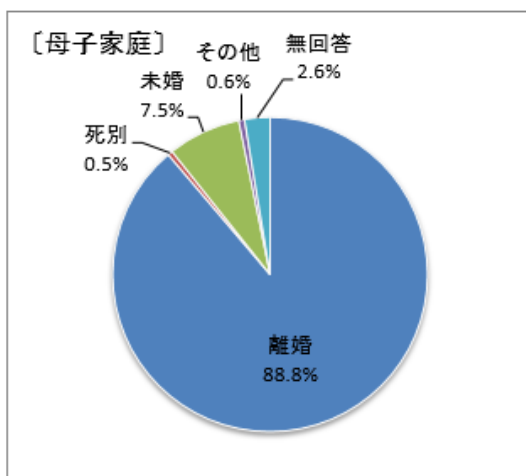
先に申し上げました通り、諸外国では共同親権制度と共に、面会交流も密に行われています。

欧米での主な面会交流プランは、乳児期は週2回で1回につき数時間、幼児期になると隔週で宿泊になり、児童期からは隔週で2泊3日の宿泊と週1回の夕方数時間、長期休暇は折半で、年間約120日と豊富にあるのに対し、日本の裁判所で決定される面会交流の多くは「月1回数時間」という条件です。しかも、とある大学教授によると、実際に面会がなされているのは全体の僅か6～7パーセントであると言われています。（この“面会”の中には写真を渡すだけ、メールや電話のみ、といったケースも含まれています。）

3. 子どもの貧困

ひとり親家庭の貧困対策が急がれています。

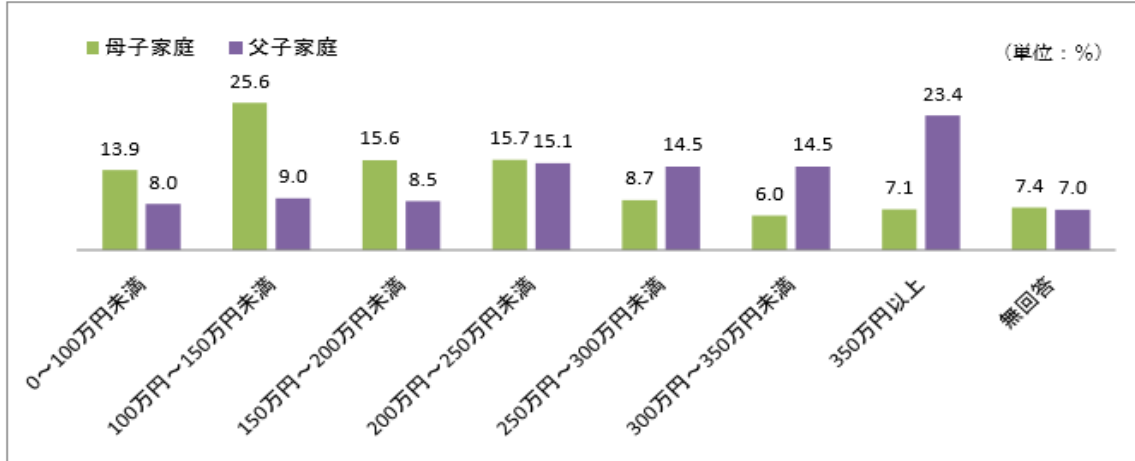
Q. ひとり親家庭になった理由は何ですか。



世帯の年間総収入

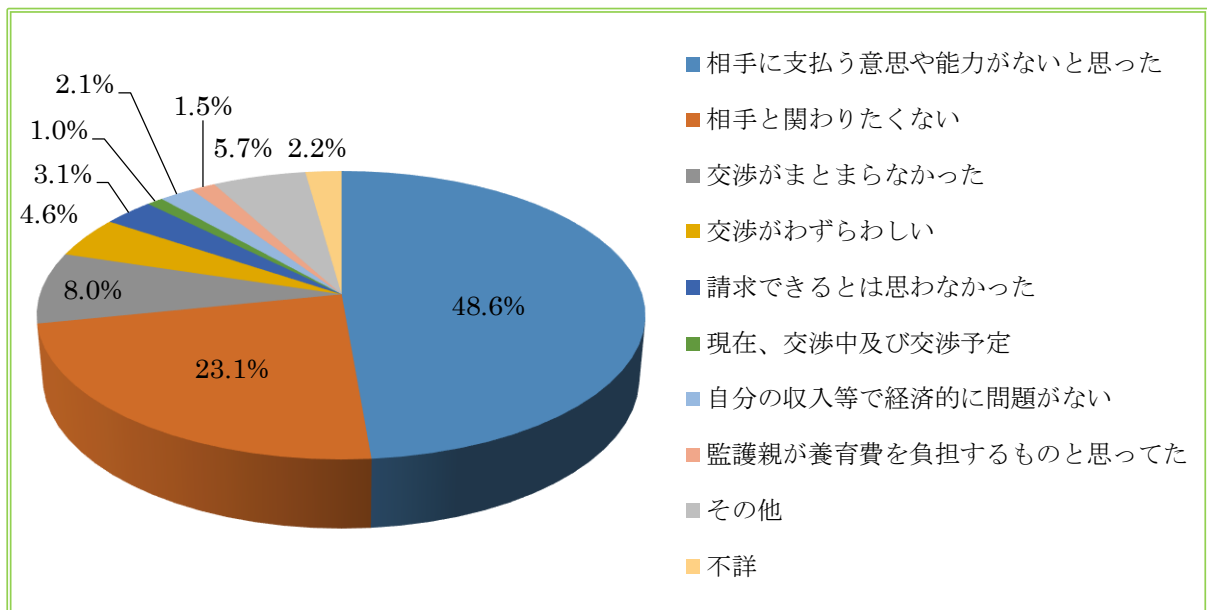
児童扶養手当受給資格者の母子家庭は「100万円～150万円未満」が25.6%と最も多く、次いで「200万円～250万円未満」が15.7%であるが、「250万円未満」が全体の70.8%を占めている。
 父子家庭は「350万円以上」が23.4%と最も多く、「200万円」以上が全体の67.5%を占めている。

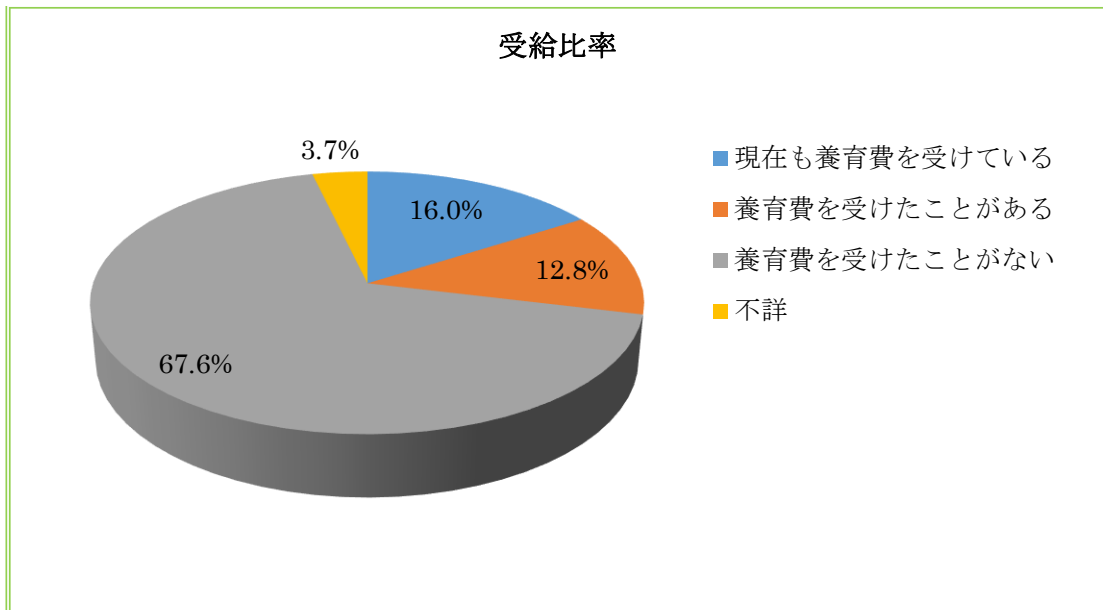
Q. あなたの世帯の平成26年1月1日から12月31日までの1年間の総収入額はいくらですか。



それぞれの自治体で対策が練られていますが、養育費に目を向ける自治体は少ないように思います。

養育費の取り決めをしていない理由（母子家庭）





（平成23年度全国母子世帯等調査結果報告 厚生労働省）

離婚・別居しても、子ども達にとってはどちらも親である事に変わりありません。しかし現実には、話し合いが困難だったり、離婚を急ぐあまり取り決めがなされないケースが多々あります。

4. 私達の主な取り組み

1. 相談会を開催します

臨床心理士やカウンセラーによる相談会です。

こういった相談は通常、弁護士や調停員に相談するのが一般的だと思いますが、法律家は現行の法律をもとに考察するのが通例です。しかし夫婦両者の根底には、複雑な「気持ち」や「心」といった大変デリケートな問題が潜んでいる場合が多いと感じています。心理的解決がなされないまま事柄だけが決められても、夫婦の葛藤は高いままで子ども達の為に共同で子育てをしようという気持ちには到底なれません。そこで私達は心の解決を図ると共に、子ども達の気持ちや育ちを一緒に考えていきたいと思っています。

(1) 離婚・別居家庭における子育て相談

養育費、育児、学習、進学、就職など様々な相談に応じます

- ・ 共同養育って何？
- ・ ひとり親になったけど、今後どうやって育てたらいい？
- ・ 子どもが不登校になってしまったけどどうしたらいい？
- ・ 思春期に入ってどう接したらいいかわからない

(2) 離婚・別居家庭における子ども達からの相談

子ども達からの相談もお受けします

- ・ お父さん（お母さん）に会いたいけど、言い出せない
- ・ お父さん（お母さん）がもう一方の親の悪口を言うのが辛い
- ・ お父さん（お母さん）が会ってくれない
- ・ 進学のお金を払って欲しい

(3) 離婚・別居相談

- ・ 離婚や別居を考えているけど、誰かに相談したい

- ・妻（夫）が家を出てしまった。これからどうすればいいかわからない
- ・親権、監護権って何？どうすればいい？

(4) 面会交流・養育費についての相談

- ・面会をさせて（して）もらえない
- ・養育費を払ってもらえない
- ・取り決めをしないで離婚してしまったが、今後の事をもう一度検討したい

(5) 国際結婚における離婚・子育て相談（外国人専門の相談員が対応します）

- 文化・環境の違い、養育費、育児、学習、進学、就職など様々な相談に応じます
- ・国際結婚ならではの親権問題
 - ・外国人のひとり親家庭ならではの問題を誰かに相談したい方

(6) 関係者へのコンサルテーション

依頼人や家族、関係者などからの相談を受け、検討や協議を行います

子育てや面会交流などの直接的な問題以外にも、離婚・別居に係る様々な問題に対して、相談、検討、協議を行います

- ・自分の代わりに両親に話をして欲しい
- ・両親（親戚）を説得して欲しい
- ・関係者（教員・保育士等）と話をして欲しい
- ・関係者から両親に話をして欲しい

2、面会交流支援をします

「子どもに会わせるのが子ども達の権利だと分かっているけど、自分はもう関わりを持ちたくない」こういった声がたくさん聞かれます。面会を通してまた、新たな葛藤が生まれてしまっては、元も子もありません。私達が第三者機関となって調整・支援に当たることで、面会交流に対する心理的負担を軽減します。

(1) 面会交流の調整

- ・付き添いは必要ないけど、連絡を取り合うのが苦痛という方に向けた支援です。
- 面会の日時や待ち合わせ場所等の打ち合わせを代行することで、不要なトラブルを避けます。

(2) 交流時の付添い、受け渡し支援

- ・面会の間、当会のスタッフが付き添う事で、両者の不安を取り除きます。また、付き添いが不要の場合、受け渡しだけのサービスを受けることも可能です。双方がお互いに顔を合わす事なく、面会がスムーズに行われることで心理的負担を軽減でき、定期的で継続的な、より良い面会交流が可能となります。

3、裁判や調停へのバランスのとれた支援をします

（必要に応じて、弁護士・司法書士・元家庭裁判所調査官からの助言を求めます）

裁判・調停において、子どもたちにとってより良い結果を得られるように、バランスのとれた支援を提案します。子ども達がどちらの親を失う事なく、また最大限の利益が得られるよう、両親双方の中間点においてバランスを取るよう支援します

4、ケース検討、及び学習会、研修会を定期的を開催します

専門家の不足を解消するため、人材育成のための教育・研究を支援します

勉強会の実施、専門資格の取得、スーパーバイザーによる活動内容の検証や技術の向上を行います

(1) スーパーバイザーを囲んでのケース検討を行います

- ・それぞれのケースを持ち寄り共有する事で、今までのカウンセリングを見直したり今後の方

向性を相互に検討しあう事で、個々のカウンセリング技能の向上を図ります。

- (2) 片親疎外や法律、児童心理、家族療法等について学び、個々の意識を高めます
 - ・ 常に知識の向上を図り、ひとケースひとケースに即した支援を心掛けます。
- (3) 家族全体を一つのシステムと捉え、発達障がい視点も加味した支援の研修を行います
 - ・ 家族療法を学び積極的に取り入れます。個の問題から家族全体の問題として捉え支援活動を行います。
 - ・ 発達障がい児（者）支援で培った経験をいかします。

- 5、保健師、保育士、教員、各種相談機関・団体相談員など専門職員への啓発活動を行います
問題に対応できる職員が求められています。関係者を対象とした勉強会などを通じて、窓口となりうる職員への啓発活動を行います
- ・ 離婚・別居後の子ども達の心理や状況を、様々な専門職の方達と共に研究しあい、共有します

- 6、親（祖父母）の会の設立と支援をします
- ・ とかく孤独になりがちな両親や祖父母等が相互に情報の共有を図り、支えあい、学習しあいます。

- 7、国、県や市町村および各々の議員へのそれぞれの実情に合わせた啓発と陳情活動を行います
行政、議会、各種機関に対して直接的な支援の拡充を図れるよう啓発や陳情活動を行います。

特に根本的な問題解決への入口となりうる議員への啓発活動に力を入れます。

- (1) 共同親権制度の導入
- (2) DV保護法と子どもの連れ去り事案についての見直し
- (3) フレンドリーペアレントルールの導入
- (4) 面会交流や相談室開設など公的援助の導入
- (5) 私達が離婚カウンセリングや面会交流の実践で培ってきた技術のノウハウをお伝えし、広く子ども達や家族、関係者に対する援助が行われるよう啓発活動を行う

- 8、次の内容を共に研究・検討する為、「信州市町村議員連盟」の結成を目指します

- (1) 研修・研究会を開催
- (2) 離婚時の養育計画書及び同意書の作成と市町村窓口への提出
- (3) 家族全体を一つのシステムと捉え発達障がい視点も加味した支援の研修
- (4) 地域の特性に合わせてながら、市町村ごとに展開するべく提案等
- (5) 自治体による親教育プログラム（離婚時）の導入

- 9、マスコミ、講演会などを通じた啓発活動

新聞、雑誌への記事の掲載、講演会や各種セミナーの開催などを通じて一般社会への問題意識の拡大を図ります

- 10、ホームページなどを通じた広報活動

誰でも、どこでも、この問題にアクセスできるように、ホームページによる情報発信を行います

<http://apvisitation.wix.com/home>

〈おわりに〉

離婚時には親権者を一人特定し、片親からは親権を剥奪しなければならないという法律の壁。離婚、別居に至った両親双方の感情的な対立。感情のままに放り出され、検討されることのない養育費や面会交流の取り決め。これが現実の展開ではありますが、その後の子どもたちに与える影響は甚大です。

何よりも子どもたちの利益のために、そして両親双方の責任と権利を確保し、その後の状況をよりよく動かしていくため、また双方の精神的な安寧を得て、主人公たちに最大限の利益が得られるように、安定継続した支援を続けていくために当会を設立します。

〈事業案内〉

相談依頼は、電話、FAX、メール、ホームページ等から随時受け付けています。
相談/面会交流など 1 時間 2,000 円、30 分超過するごとに 500 円追加 (交通費別途)
詳細は事務局担当者まで、いつでもお問い合わせください